

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報 を特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報、開示しないこととした部分及び上記部分を開示しない理由若しくは開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 審査請求年月日	(け) 審査請求人の主張
									(こ) 実施機関の主張
1	令和元年度諮問受理第47号	令和元年12月5日付け大総務第 e-177号	令和元年 9 月30日	R 元. 8. 13付市民の声に対する R 元. 8. 30付総務局〇〇課長回答に「福祉局から提出された『これまでの経過について』文書…」とある。①福祉局がこの文書を作成した目的、②作成者がだれか？ ③総務局が提供を受けた目的④提供を受けた事に係る決裁文書。 ⑤福祉局がこの文書作成に係り、決裁を行っていないことに係り、総務局がこの文書の信頼性等について、どのように判断しているのか⑥福祉局のだれから総務局のだれに提供されたのか 以上について確認できる文書。	総務局行政部行政課（情報公開グループ）	令和元年10月15日付け大総務第 e-141号不存在による非開示決定	(請求内容③について) 福祉局から提出された「これまでの経過について」（以下「当該提出文書」という。）は、「権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について」（以下「当該文書」という。）を作成することを目的に総務局が福祉局にメールにより提出を求め、平成30年2月2日に収受したものではあるが、当該メールは当該提出文書を収受し、当該文書が作成されたことから必要がなくなり廃棄しているため、存在しない。また、当該メールのほかに、その収受の目的を確認することができる公文書は作成しておらず、本件請求に係る個人情報を保有していない。 (請求内容④について) 当該提出文書は、平成30年2月2日に福祉局よりメールにて提出を受けたものである。メールの収受は事実行為であり、意思決定を行うものではないため、決裁を行っていないことから、本件請求に係る個人情報は保有していない。 (請求内容⑤について) 当該提出文書は、福祉局の業務について福祉局の責任のもとに作成した文書であり、総務局において当該提出文書についての信頼性等について判断を行っていないことから、本件請求に係る個人情報は保有していない。 (請求内容⑥について) 当該提出文書は、総務局が福祉局にメールにより提出を求め、平成30年2月2日収受したものであることから、メールの発信者と受信者は当該メールにより確認することが出来るはずであるが、当該メールは当該提出文書を収受し、当該文書が作成されたことから必要がなくなり廃棄しているため、存在しない。また、当該メールのほかに、福祉局の誰から総務局の誰に提供されたのかを確認することができる公文書は作成しておらず、本件請求に係る個人情報を保有していない。	令和元年11月 5 日	請求文書の開示決定を求める。不存在の場合請求文書を作成し、改めて開示決定を求める。個人情報そのものである「これまでの経過について」に係る請求項目のすべてを不存在としていることが不正である。すべて、確認できるものであり、責任の所在を不明にしている。
									当該文書を作成する上で当然必要となることから、当該提出文書の提出を受けるに当たっては「事案が軽微なもの」として決裁文書は作成しておらず、また、提供に当たっての電子メールは、添付されていた当該提供文書を情報公開グループの所属共有フォルダに保存した後は不要となったことから、その時点で廃棄している。また、当該提出文書は、当該文書を作成するに当たっての所与の前提とする事実関係が必要となることから情報提供を受けたものであり、その内容の信頼性等について改めて審査・判断するものでなく、実際にそうしたことは行っていない。以上のことから、請求内容に合致する情報は実際に保有していない。
2	令和元年度諮問受理第112号	令和2年3月4日付け大総務第 e-245号	令和元年12月16日	R 元. 12. 2 付総務局長回答の2に「『不服に端を発する』及び『既に十分な説明を尽くしている』との記載については北区役所及び福祉局から提出された文書の内容の趣旨をそのまま記載…」とある。この「文書の内容の趣旨」が確認できる文書のすべて。	総務局行政部行政課（情報公開グループ）	令和2年1月6日付け大総務第 e-192号開示決定	・北区役所から提出された「当初の経過」、「請求人の発言に関すること」及び「面談時間概算表」と題する文書 ・福祉局から提出された「これまでの経過について」、「情報公開請求について（Mさん）」、「M氏との面談について」、「経過」及び「情報提供資料についての記録」と題する文書	令和2年2月3日	説明に「文書の内容の趣旨をそのまま記載」とす以上請求文書を保有しているはずだが、請求内容が確認できる文書が開示されない。請求文書の開示を求める。開示された文書には、「不服に端を発する」、「説明は十分に尽くされている」とする内容・趣旨は無い。そもそもこれまでの経過において、これらの事実は存在しておらず誤りであることが明白である。（具体は口頭意見陳述で説明します。）
									北区役所及び福祉局が作成した本件提出文書の内容からその趣旨を要約し、その要約した内容を本件文書に記載したことを意味するものであり、「不服に端を発する」及び「既に十分な説明を尽くしている」と記載する根拠となった情報は北区役所及び福祉局から提出された本件提出文書のすべてであることから、本件提出文書のすべてを対象情報として特定したものである。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報、開示しないこととした部分及び上記部分を開示しない理由若しくは開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 審査請求年月日	(け) 審査請求人の主張
									(こ) 実施機関の主張
3	令和元年度諮問受理第113号	令和2年3月4日付け大総務第e-247号	令和元年12月16日	R元. 12. 2付総務局長回答の2に「『不服に端を発する』及び『既に十分な説明を尽くしている』との記載については北区役所及び福祉局から提出された文書の内容の趣旨をそのまま記載…」とある。この「文書の内容の趣旨」が確認できる文書のすべて。	総務局行政部行政課（情報公開グループ）	令和2年1月6日付け大総務第e-193号部分開示決定	北区役所から提出された「対応状況一覧表」と題する文書 【開示しないこととした部分】 開示請求者以外の個人の氏名（ただし、大阪市職員の氏名を除く。） 【上記の部分を開示しない理由】 ・ 条例第19条第2号に該当（説明） 開示請求者以外の個人の氏名は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため	令和2年2月3日	説明に「文書の内容の趣旨をそのまま記載」とす以上請求文書を保有しているはずだが、請求内容が確認できる文書が開示されない。請求文書の開示を求める。 開示された文書には、「不服に端を発する」、「説明は十分に尽くされている」とする内容・趣旨は無い。そもそもこれまでの経過において、これらの事実は存在しておらず誤りであることが明白である。（具体は口頭意見陳述で説明します。）
4	令和元年度諮問受理第7号	令和元年7月10日付け大総務第e-76号	平成31年4月22日	H30. 3総務局が作成した「権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について」に「…は、Aに対して既に十分な説明を尽くしている。」としたことについて、総務局がそのように判断した根拠（聴取・調査等の具体的内容のすべて）が確認できる文書。	総務局行政部行政課（情報公開グループ）	令和元年5月14日付け大総務第e-28号開示決定	・ 平成30年2月8日に北区役所から提出された「面談時間概算表」 ・ 平成30年2月2日に福祉局から提出された「情報公開請求について（Mさん）」、「M氏との面談について」、「経過」及び「情報提供資料についての記録」	令和元年6月10日	請求した「既に十分な説明が尽くされている。」ことが確認できる文書がまったく無い。開示請求した文書の開示を求める。不存在の場合は、本決定を取り消し、不存在による非開示決定を求める。大阪市が行った等級認定について、根拠に基づく具体的説明がなされたことはなく、今回開示された文書にもない。このことをごまかすために請求内容に該当しない大量の文書を開示しており悪質である。
5	令和元年度諮問受理第44号	令和元年11月29日付け大福祉第2913号	令和元年9月30日	R元. 8. 13付市民の声に対するR元. 8. 30付総務局〇〇課長回答に「福祉局から提出された『これまでの経過について』文書…」とある。①福祉局がこの文書を作成した目的、②作成者がだれか？③総務局が提供を受けた目的、④提供を受けたことに係る決裁文書。⑤福祉局がこの文書作成に係り決裁を行っていないことに係り、総務局がこの文書の信頼性等について、どのように判断しているのか、⑥福祉局のだから総務局のだれに提供されたのか、以上について確認できる文書。	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	令和元年10月15日付け大福祉第2509号不存在による非開示決定	開示請求書に記載の「これまでの経過について」は、開示請求者からの公開請求についての対応を検討するにあたり、障がいの状況、障がい者手帳の認定の考え方、開示請求者の主張及びそれまでの対応状況等について福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター職員が作成したものであるが、作成の目的や作成者、福祉局の誰から総務局の誰に提供されたかについての記録が存在しないことから、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	令和元年11月5日	請求文書の開示決定を求める。不存在の場合請求文書を作成し、改めて開示決定を求める。個人情報そのものである「これまでの経過について」に係る請求項目のすべてを不存在としていることが不正である。すべて、確認できるものであり、責任の所在を不明にしている。
6	令和元年度諮問受理第85号	令和2年1月20日付け大総務第e-213号	令和元年11月13日	総務局が平成30年3月作成の「権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について」に係る根拠参考とした総務局が作成した文書資料の決裁。	総務局行政部行政課（情報公開グループ）	令和元年11月27日付け大総務第e-172号不存在による非開示決定	「市民対応記録一覧（平成30年3月7日まで）」及び「平成30年1月11日15：00の発言要旨」（以下両文書を合わせて「本件記録」という。）は、担当者によって認識に齟齬が生じないよう、総務局行政部行政課（情報公開グループ）（以下「情報公開グループ」という。）内での情報共有を目的として、情報公開グループ職員が本件請求者に応じた内容等を記録したものであり、単に事実を記録しているものにすぎないことから、本件記録の作成にあたって、公文書管理条例第4条1項ただし書に定める「事案が軽微なもの」として、決裁文書を作成していない。このため、本件請求内容に合致する公文書をそもそも作成又は取得しておらず、本件請求に係る個人情報を保有していないため。	令和元年12月20日	本決定通知書の取り消しを求める。請求文書は存在するはずであり、改めて開示決定を求める。 総務局が作成した文書資料（本件記録）は、「権利の濫用を理由…公開請求の却下について」の一部の根拠としており、公開請求を却下する目的で作成されていること明白であり、重大な結果をもたらすためその意志決定は必要である。したがって「事案が軽微なもの」としているのも誤りである。また「情報公開グループ内での情報共有を目的」としているが、同e-171号（権利の濫用を理由…公開請求の却下について）の決裁者は、課長、課長代理、係長の3名のみであり、本件資料作成者の決裁もなく情報共有にはほど遠い。
									本件記録は、情報公開グループの職員が審査請求人に応対するに当たって応対する個々の職員によってそれまでの間の他の職員による審査請求人への応対の経過に関する認識に齟齬が生じないよう、情報公開グループ内での情報共有を目的として作成されたものであって、審査請求人からの情報公開請求を却下することを目的に作成されたものではなく、また、その作成に当たって決裁文書は事実として作成していない。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報、開示しないこととした部分及び上記部分を開示しない理由若しくは開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 審査請求年月日	(け) 審査請求人の主張
									(こ) 実施機関の主張
7	令和元年度諮問受理第118号	令和2年3月13日付け大総務第e-265号	令和元年12月20日	R元. 11. 27付大総務第e-172号の理由に市民対応記録一覧とある。①この文書作成の目的が確認できる文書、この文書作成③以前の同様文書	総務局行政部行政課（情報公開グループ）	令和2年1月17日付け大総務第e-211号不存在による非開示決定	（請求内容①について） 市民対応記録一覧は、担当者によって認識に齟齬が生じないよう、情報公開グループ内での情報共有を目的として、情報公開グループ職員が本件請求者に対応した内容等を記録したものであり、単に事実を記録するものにすぎないことから、その作成にあたっては、公文書管理条例第4条1項ただし書に定める「事案が軽微なもの」として、決裁文書を作成していない。また、その他にも作成の目的が記載された公文書を作成又は取得していないことから、本件請求内容に合致する公文書をそもそも作成又は取得しておらず、本件請求に係る個人情報保有していないため。 （請求内容③について） 市民対応記録一覧は、平成28年1月5日から作成しているため、それ以前の記録は存在しない。このため、本件請求内容に合致する公文書をそもそも作成又は取得しておらず、本件請求に係る個人情報を保有していないため。	令和2年2月14日	「市民対応記録一覧」作成の目的・動機が確認できる文書は存在すると思われる、また、情報共有が確認できる文書も存在すると思われるため、それぞれの文書の開示を求める。 「市民対応記録一覧」は、通常作成しておらず、また、当初からではなく一定時期から作成されており、作成の目的・動機は存在する必要がある、存在すると思われる。また、e-211号で「…情報共有を目的…」としており、情報共有にもれない対応として、情報共有が確認できる文書は存在する必要がある。
8	令和元年度諮問受理第119号	令和2年3月13日付け大総務第e-267号	令和元年12月20日	R元. 11. 27付大総務第e-172号不存在理由に「平成30年1月11日15:00の発言要旨」とある。この文書作成①の目的②作成者が確認できる文書、及び③これ以外の同様文書。	総務局行政部行政課（情報公開グループ）	令和2年1月17日付け大総務第e-212号不存在による非開示決定	（請求内容①及び②について） 「平成30年1月11日15:00の発言要旨」は、担当者によって認識に齟齬が生じないよう、情報公開グループ内での情報共有を目的として、情報公開グループ職員が本件請求者に対応した内容等を記録したものであり、単に事実を記録するものにすぎないことから、その作成にあたっては、公文書管理条例第4条1項ただし書に定める「事案が軽微なもの」として、決裁文書を作成していない。また、その他にも作成の目的や作成者が記載された公文書を作成していないことから、本件請求内容に合致する公文書をそもそも作成又は取得しておらず、本件請求に係る個人情報を保有していないため。 （請求内容③について） 「平成30年1月11日15:00の発言要旨」以外に、本件請求者の発言に係る同様の文書は作成していないことから、本件請求内容に合致する公文書をそもそも作成又は取得しておらず、本件請求に係る個人情報を保有していないため。	令和2年2月14日	請求文書①②③の内、①作成の目的、②作成者が確認できる文書は存在すると思われるため、開示を求める。 「平成30年1月11日15:00の発言要旨」とあり、公文書に使用・表記していること、内容について責任の所在を明確にする必要がある、日時が特定されていること等より、①目的、②作成者が確認できる文書は職務上、存在する必要がある、存在すると思われる。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報、開示しないこととした部分及び上記部分を開示しない理由若しくは開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 審査請求年月日	(け) 審査請求人の主張	
									(こ) 実施機関の主張	
9	令和元年度諮問受理第60号	令和2年1月10日付け大福祉第3436号	令和元年11月11日	R元. 10. 30付総務局長回答2に「『これまでの経過について』…決裁が必要であるかどうかは…意思決定をすべき事項…を福祉局において判断して決定…」とある。この「判断して決定」の①内容が確認できる文書及び②その決裁。	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	令和元年11月25日付け大福祉第2822号 不存在による非開示決定	開示請求書に記載の内容について記録した文書及び決裁が存在しないことから、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	令和元年12月12日	本決定を取り消し、改めて開示決定を求める。 福祉局が作成した「これまでの経過について」は、私が行う公開請求を権利の濫用を理由として却下することが目的であり、重大な結果をもたらすため、意志決定が必要であることは明白である。	
									「これまでの経過について」はこれまでの対応状況等の記録であり、事案の意思決定を伴うものではないことから、作成に際し文書による決裁手続は行っていない。また、そのことについて、決裁の要否を判断し記録した文書は作成していないため、開示請求書に記載の内容について記録した文書及び決裁は存在しない。	
10	令和元年度諮問受理第66号	令和2年1月15日付け大福祉第3479号	令和元年10月25日	「これまでの経過について」の①作成及び②総務局への提供に関する決裁。ただし、福祉局保有分について	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	令和元年11月8日付け大福祉第2663号 不存在による非開示決定	開示請求書に記載の「これまでの経過について」の作成及び総務局への提供に関し、決裁が存在しないことから、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	令和元年12月17日	本決定を取り消し、開示決定を求める。 「これまでの経過について」は、私の公開請求をすべて却下することで私の障害認定の不正が暴かれないようにする目的で作成しており、具体的には、福祉局がリーガルチェックを受ける際の資料として総務局が作成した「権利の濫用を理由…公開請求の却下について」の根拠としているものであることが判明している。したがって「これまでの経過について」は、公開請求を却下する極めて重大な結果をもたらすものであるから、請求文書は作成する責任と義務があり、保有しているはずである。	
									「これまでの経過について」は事案の意思決定を伴うものでないことから、作成に際し文書による決裁手続は行っていない。また、福祉局から総務局への本件文書を含む各文書の提供については、事実関係や対応経過の事務的な資料提供として行ったもので、情報共有という認識であり、事案の意思決定を伴うものではないことから、提供に際し文書による決裁手続は行っていない。	
11	令和元年度諮問受理第75号	令和2年1月17日付け大福祉第3521号	令和元年11月6日	福祉局が作成した①情報公開請求について（Mさん）、②M氏との面談について、③経過、④情報提供資料についての記録について、A作成の目的・作成者等が確認できる文書。B①～④の作成以前の同様文書。C①～④作成以後に作成した同様文書。	福祉局総務部総務課	令和元年11月20日付け大福祉第2770号 不存在による非開示決定	開示請求書に記載のある各文書については、開示請求者とのやり取りの経過を記録するために、福祉局職員が作成したものであるが、作成の目的及び作成者を確認できる記録は存在しない。また、各文書については、令和元年5月14日付け大総務第e-28号で開示したもの以外の時点のものは作成していないことから、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	令和元年12月18日	請求文書は、存在する必要があると思われるため本決定の取り消しを求める。また、あくまで不存在とするのであれば改めて、請求文書の作成と開示を求める。北区及び福祉局が作成した文書は、総務局に送付され、総務局はそれを根拠に「権利の濫用を理由…公開請求の却下について」を作成し、行った公開請求のすべてを却下している。つまり、北区・福祉局作成文書の目的は明白であり、その結果が重大であることも承知しており、組織としての意志決定が必要であることは明白である。また文書の作成期間は限定されており、当時の担当者に調査すれば容易に確認できるものである。	
									各文書は、各職員が個人の記録として作成していたものを、総務局へ公開請求の制度所管としての見解を求めるにあたり、参考となる資料として提供したものであり、その作成の目的及び作成者は、記録の作成や総務局への資料提供において重要な項目でないため記載されていない。その他にも作成者や作成の目的が記載された公文書を作成又は取得していない。	
12	令和元年度諮問受理第77号	令和2年1月17日付け大北福祉第1337号	令和元年11月6日	北区が作成した①当初の経過②面談時間概算表③対応状況一覧表について、A作成者・作成の目的等が確認できる文書。B①～③以前に作成した同様文書。C①～③作成以後に作成している同様文書。D①～③を総務局に提供した目的、北区のだれから総務局のだれに、どのような方法で提供されたのが確認できる文書	北区役所福祉課	令和元年11月20日付け大北福祉第987号 不存在による非開示決定	開示請求書に記載のある文書については、開示請求者とのやり取りの経過を記録するために、北区役所福祉課職員が作成したものであるが、作成者や作成の目的、北区役所の誰から総務局の誰にどのような方法で提供されたかを確認できる記録は存在しない。また、①～③の各文書については、令和元年5月14日付け大総務第e-27号、大総務第e-28号及び大総務第e-29号で開示したもの以外の時点のものは作成していないことから、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	令和元年12月18日	請求文書は、存在する必要があると思われるため本決定の取り消しを求める。また、あくまで不存在とするのであれば改めて、請求文書の作成と開示を求める。北区及び福祉局が作成した文書は、総務局に送付され、総務局はそれを根拠に「権利の濫用を理由…公開請求の却下について」を作成し、行った公開請求のすべてを却下している。つまり、北区・福祉局作成文書の目的は明白であり、その結果が重大であることも承知しており、組織としての意志決定が必要であることは明白である。また文書の作成期間は限定されており、当時の担当者に調査すれば容易に確認できるものである。	
									「当初の経過」「面談時間概算表」「対応状況一覧表」の各文書は、審査請求人との対応にかかる内容等を記録したものである。その内容は単に事実を記したものにすぎないことから、その作成に当たっては、決裁文書を作成していない。また、各職員が個人の記録として作成していたものを、総務局へ公開請求の制度所管としての見解を求めるにあたり、参考となる資料として提供したものであり、その作成の目的及び作成者は、記録の作成や総務局への資料提供において重要な項目でないため記載されていない。その他にも作成者や作成の目的が記載された公文書を作成又は取得していない。	

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報 を特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報、開示しないこととした部分及び上記部分を開示しない理由若しくは開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 審査請求年月日	(け) 審査請求人の主張
									(こ) 実施機関の主張
13	令和元年度諮問受理第133号	令和２年３月26日付け大北福第1772号	令和２年1月30日	R2.1.6付大北福第1149号開示文書(…決定の方針について)に「600件以上…大半が具体的特定性を欠く探索的なものであって…」とある。こう判断した最初の10件、最後の10件についての公開請求書とその決定通知書。	北区役所福祉課	令和２年２月13日付け大北福第1491号不存在による非開示決定	開示請求書にある「600件以上…大半が具体的特定性を欠く探索的なものであって…」という記載は公開請求に対する決定の方針に対する有識者の意見であるが、この記載の根拠とした本市の説明や資料を特定することができないことから、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	令和２年２月25日	開示請求した文書は両所属が作成した文書の重要な根拠であり、存在するため本決定を取り消し開示を求める。 不存在理由に、「有識者の意見であるが…」とあり、そもそも有識者に情報を提供しているのであり、文書を特定するのは容易と思われる、いずれにしても請求文書は存在する必要があるため。
									相談時資料を基に有識者への事案の説明は行っているものの、有識者本人が根拠とした本市の説明や資料を具体的に特定することができないものであり、請求に合致する情報をそもそも作成又は取得していない。
14	令和元年度諮問受理第135号	令和２年３月26日付け大北総第79号	令和２年１月31日	R2.1.6付大北福第1148号開示の「平成30年３月16日起案のリーガルサポーターズ…相談記録の提出について」に「…相談記録を作成し区総務課へ提出します。」とある。区総務課が提出を受けていることが確認できる文書とその決裁。	北区役所総務課	令和２年２月14日付け大北総第61号不存在による非開示決定	相談記録について福祉課より提出を受けていることが確認できる文書及び決裁を作成していないことから、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	令和２年２月25日	本決定を取り消し、開示決定を求める。 「区総務課に提出します。」あり、請求文書は存在するはずである。また、送付（提出）した者に確認すれば容易に文書を特定できると思われる。
									総務課及び福祉課との電子メールでの送受信については本市内部にて日常的に行っている一時的な連絡手段であり、意思決定を要するものではないため、決裁文書その他の公文書を作成していない。また、当該電子メールについては、目的が本件相談記録の写しの総務局への提出であり、福祉課から提出を受けた総務課における法務担当が、本件相談記録の写しを総務局へ送付し、到着したことが確認できた段階で送受信した当該電子メールはその役割を終えたため、廃棄している。したがって本件情報は実際に存在しない。
15	令和元年度諮問受理第62号	令和２年１月14日付け大総務第 e-205号	令和元年11月11日	総務局の見解を求めたR元.10.30付総務局長回答の３に「…弁護士の見解…福祉局へご確認…」とある。この弁護士の見解を総務局が確認又は承知していることが確認できる文書	総務局行政部行政課（情報公開グループ）	令和元年11月25日付け大総務第 e-170号不存在による非開示決定	北区役所及び福祉局が平成30年３月12日及び同月19日に受けた弁護士によるリーガルチェックについて、情報公開グループは、本市の情報公開制度の所管部署として、当該リーガルチェックの記録である「相談記録」及び「意見書」（以下「本件記録」という。）についての情報提供を受けた。しかしながら、本件記録の情報提供はメールで行われており、当該メールに添付されていた本件記録を共有フォルダに保管した後、当該メールは削除している。また、当該メールの他に総務局が弁護士の見解を確認又は承知していることが確認できる公文書をそもそも作成又は取得しておらず、本件請求に係る個人情報 を保有していないため。	令和元年12月16日	本決定の取り消しを求める。請求文書の開示を求める。あくまで不存在と出張するのであれば至急作成して、開示を求める。 北区・福祉局がリーガルチェックを受ける資料として総務局は「権利の濫用を理由…公開請求の却下について」を作成している。また、総務局が保有する文書を総務局に公開請求するも北区に却下決定させている。したがって総務局は弁護士の見解の評価も含めて、公開請求を却下又は北区に却下させることについて意志決定をする必要があるため。
									北区役所で行われている審査請求人による情報公開請求に対する却下決定は、当該情報公開請求が障がい認定審査の不服に端を発するものと認められる場合に行うこととされているものであり、当該情報公開請求が障がい認定審査の不服に端を発するものと認められるかどうかを判断することができる所属は障がい認定審査を把握している北区役所及び福祉局に限られ、総務局においてそうした判断をすることは不可能であって、総務局が北区役所に却下を行わせたという事実はない。 北区役所及び福祉局から送信された電子メールに添付されていた相談記録を情報公開グループの所属共有フォルダに保管したことにより、電子メール自体は不要となったため削除しており、その他に弁護士の見解について報告を受けたことが確認できる公文書をそもそも作成又は取得していない。
16	令和元年度諮問受理第123号	令和２年３月24日付け大福祉第4491号	令和２年１月30日	R２.1.6付大北福第1149号開示の「公開請求に対する決定の方針について」に「…記載された等級での交付を受けられなかったことを端緒として、平成23年度以後…」とある。この根拠が確認できる文書。	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	令和２年２月13日付け大福祉第3864号不存在による非開示決定	開示請求書にある「…記載された等級での交付を受けられなかったことを端緒として、平成23年度以後…」という記載は、公開請求に対する決定の方針に対する有識者の意見であるが、この記載の根拠とした本市の説明や資料を特定することができないことから、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	令和２年２月25日	本決定を取り消し、開示決定を求める。また、あくまで不存在による非開示決定を取り消さないのであれば、これまでに行った公開請求却下決定すべての取り消しを求める。 請求文書は、大阪市が公開請求却下決定とする重要な部分であり、また弁護士相談の資料に記載している以上、その根拠となる文書は存在する必要があるため。
									相談時資料を基に有識者への事案の説明は行っているものの、有識者本人が根拠とした本市の説明や資料を具体的に特定することができないものであり、請求に合致する情報をそもそも作成又は取得していない。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報 を特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報、開示しないこととした部分及び上記部分を開示しない理由若しくは開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 審査請求年月日	(け) 審査請求人の主張
									(こ) 実施機関の主張
17	令和元年度諮問受理第125号	令和2年3月24日付け大福祉第4495号	令和2年1月30日	R 2. 1. 6 付大北福第1149号 開示文書（…決定の方針について）に「600件以上…大半が 具体的な特定性を欠く探索的なものであつて…」とある。こう判断した最初の10件、最後の10件についての公開請求書とその決定通知書。	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	令和2年2月13日付け大福祉第3869号 不存在による非開示決定	開示請求書にある「600件以上…大半が具体的な特定性を欠く探索的なものであつて…」という記載は、公開請求に対する決定の方針に対する有識者の意見であるが、この記載の根拠とした本市の説明や資料を特定することができないことから、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	令和2年2月25日	開示請求した文書は両所属が作成した文書の重要な根拠であり、存在するため本決定を取り消し開示を求める。 不存在理由に、「有識者の意見であるが…」とあり、そもそも有識者に情報を提供しているのであり、文書を特定するのは容易と思われる、いずれにしても請求文書は存在する必要があるため。 相談時資料を基に有識者への事案の説明は行っているものの、有識者本人が根拠とした本市の説明や資料を具体的に特定することができないものであり、請求に合致する情報をそもそも作成又は取得していない。
18	令和元年度諮問受理第126号	令和2年3月24日付け大福祉第4510号	令和2年1月30日	R 2. 1. 6 付大北福第1149号による平成30年3月19日付け公開請求に対する決定の方針についての意見書に「市職員に対して「課長が謝罪しなければ補正に応じない」とある。①この詳細（職員名、会話の前後の内容、課長とはだれか、何の補正か）が確認できる文書と②その決裁。	福祉局総務部総務課	令和2年2月13日付け大福祉第3876号 不存在による非開示決定	開示請求書に記載の「課長が謝罪しなければ補正に応じない」という意見書の内容は、平成29年12月5日の面談記録を元にしてしているものであるが、どの課長を指した発言かは不明であり、また、当該記録は供覧を行っており、決裁を行っていないことから、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	令和2年2月25日	本決定を取り消し、開示決定を求める。 不存在理由にあるとおり、H29.12.5付の面談記録が元であり、面談者は特定できるため文書特定は容易と思われる。また、目的から作成者や詳しい会話の内容は記録した上で、責任の所在を明らかにしておく必要があるため。 当該面談記録の記載内容からはどの課長を指した発言かは特定できず、また、供覧文書として保有していることから決裁は存在しない。当時の面談時の記録は面談記録以外にない。
19	令和元年度諮問受理第91号	令和2年1月24日付け大北福第1400号	令和元年11月25日	R 元. 11. 15付大北福第972号公開請求却下決定通知書の理由に「…不服に端を発する…」とある。このように判断した事象が何なのかが確認できる。	北区役所福祉課	令和元年12月9日付け大北福第1070号 不存在による非開示決定	開示請求者からの公開請求が「障がい認定審査についての不服に端を発する公開請求」に該当するか否かは、これまでの経緯を総合的に勘案したうえで判断しており、その判断に係る事象を記載した文書の作成は行っていないことから、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	令和元年12月26日	請求文書は存在する必要があるため、本決定の取り消しを求める。 「不服に端を発する」と具体的な形を表現しており、この「不服」なる事象を特定している必要がある。理由に「…不服に端…該当するか否かは、…総合的に勘案したうえで判断…」とあるが、「不服」が特定されず存在しないのであれば不存在理由として成立していない。 却下決定に際し、請求内容を精査し、これまでの経緯を総合的に勘案したうえで、権利の濫用に該当すると判断したものである。審査請求人が求める「判断に係る事象」について、作成された文書は無く、公開請求却下決定における決裁文書にもその記載はない。
20	令和元年度諮問受理第8号	令和元年7月10日付け大北福第314号	平成31年4月22日	H31. 4. 15付大北福第35号公開請求却下決定に係り「権利の濫用に該当するか否かを個別に判断していること」について、①確認した内容、②確認した者が明らかになる総務局および北区作成文書のすべて。	北区役所福祉課	令和元年5月14日付け大北福第114号 開示決定	平成31年4月11日付け起案「公文書公開請求に対する公開請求却下決定及び同決定通知書の送付について」に係る決裁文書	令和元年6月10日	H31. 4. 15付大北福第35号公開請求却下決定に係り、「権利の濫用に該当するか否かを個別に判断していることについて、確認した内容」の文書の開示を、不存在の場合は本決定を取り消し、非開示決定を求める。 北区開示文書には不正に作成された「権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について」のみであり、各請求に対する個別判断がまったくない。 公開請求が権利の濫用に該当するか否かの判断は、公開請求の態様、公開請求に応じた場合の実施機関の事務への支障及び市民等の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断し、決裁を通じて組織的に確認及び決定を行っており、その決裁文書である（き）に記載の文書以外に、当該請求に対応する文書は作成しておらず、存在しない。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報 を特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報、開示しないこととした部分及び上記部分を開示しない理由若しくは開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 審査請求年月日	(け) 審査請求人の主張
									(こ) 実施機関の主張
21	令和元年度諮問受理第10号	令和元年7月10日付け大北福第316号	令和元年5月8日	H31. 4. 8付市民の声に対してH31. 4. 24付総務局〇〇課長回答（申出内容3）に「…文書特定に至る前の段階で…不適法…を理由に…却下決定…」とある。①この根拠となる条例・規則等のすべて。また②公開請求却下決定した各案件について、不適法とした理由が確認できる文書と決裁のすべて。ただし、②については総務局および決定を行った所属のそれぞれについて。	北区役所福祉課	令和元年5月22日付け大北福第144号 開示決定	平成30年3月16日付け起案「公文書公開請求に対する公開請求却下決定及び同決定通知書の送付について（公開請求整理番号【29-963】）」に係る決裁文書他53件	令和元年6月12日	公開請求却下決定を行ったすべての案件について、「個別に不適法とした理由」の開示を求める。 H30. 4. 5付け起案および他のすべての開示文書には請求した文書はなく、総務局が不正に作成した「権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について」のみ添付している。 公開請求が権利の濫用に該当するか否かの判断は、公開請求の態様、公開請求に応じた場合の実施機関の事務への支障及び市民等の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断し、決裁を通じて組織的に確認及び決定を行っており、その決裁文書である（き）に記載の文書以外に、当該請求に対応する文書は作成しておらず、存在しない。
22	令和元年度諮問受理第140号	令和2年3月31日付け大北福第1806号	令和元年12月17日	R元. 11. 25付大総務第e－168号で開示された公開請求却下決定通知書に係り、各案件の個別・具体的な却下理由が確認できる文書。ただし、北区役所について。	北区役所福祉課	令和2年1月6日付け大北福第1151号 不存在による非開示決定	開示請求者からの「障がい認定審査についての不服に端を発する公開請求」については、権利の濫用に該当するため、公開請求を却下することが妥当と判断しており、令和元年11月25日付け大総務第e－168号の開示決定通知書により通知され、開示された文書に係る公開請求についても、これまでの経緯を総合的に勘案したうえで「障がい認定審査についての不服に端を発する公開請求」に該当すると判断したが、開示請求書に記載の「各案件の個別・具体的な却下理由が確認できる文書」は公開請求却下決定通知書以外に作成していないことから、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	令和2年3月3日	請求文書は、職務上当然に作成される必要があるため、存在するはずであり、請求文書の開示を求める。 市民の権利であり、また民主主義の根幹である公開請求を却下決定するには、その却下理由を個別・具体的に特定し、所属長も含めて、慎重な判断・決定を行い、その個別・具体の却下理由を通知する必要がある。また、すべての却下決定決裁文書に根拠として添付している「権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について」の1Pにも「…個別に判断して行う…」とあるため、請求文書は存在するはずである。総務局は公開事務を所管しており、各所属が却下決定を行う場合はその理由を把握し必要に応じて指導等行う必要がある。 公開請求が権利の濫用に該当するか否かの判断は、公開請求の態様、公開請求に応じた場合の実施機関の事務への支障及び市民等の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断し決裁を行っているものの、各案件の個別・具体的な却下理由が確認できる文書は作成していない。
23	令和元年度諮問受理第9号	令和元年7月10日付け大総務第e-78号	平成31年4月22日	H31. 4. 15付大北福第35号公開請求却下決定に係り「権利の濫用に該当するか否かを個別に判断していること」について、①確認した内容、②確認した者が明らかになる総務局および北区作成文書のすべて。	総務局行政部行政課（情報公開グループ）	令和元年5月14日付け大総務第e-35号 開示決定	・開示請求者が提出した平成31年4月1日付け公開請求書の写し ・＜北区役所及び福祉局への電子メール＞ 送信日時 2019年4月1日月曜日16:44 件名【公開請求31-7】について ・＜北区役所からの電子メール＞ 送信日時 2019年4月4日木曜日9:45 件名【担当報告 公開31-007】北区 ・＜福祉局からの電子メール＞ 送信日時 2019年4月4日木曜日11:50 件名 【福祉局：対象外】【公開請求31-7】について	令和元年6月10日	H31. 4. 15付大北福第35号公開請求却下決定に係り、「権利の濫用に該当するか否かを個別に判断していることについて、確認した内容」の文書の開示を、不存在の場合は本決定を取り消し、非開示決定を求める。 総務局開示メールには、まったく何もない。いずれにも個別に判断したとする文書がない。 本件却下決定に係る公文書公開請求が権利の濫用に該当するかどうかについての判断は北区役所において行われたことから、北区役所の判断の内容を直接記録した公文書は総務局においては保有していないところである。もっとも、情報公開グループでは、審査請求人からの請求が障がい認定審査の不服に端を発するものである可能性があると考えられるときは電子メールで北区役所及び福祉局に決定担当所属であるかどうかの照会を行っており、本件却下決定に係る公文書公開請求についても電子メールで北区役所及び福祉局に決定担当所属であるかどうかの照会を行い、北区役所からは決定担当所属である旨、福祉局からは決定担当所属でない旨の回答をそれぞれ電子メールで受け取っているところである。当該電子メールには、決定担当所属である北区役所の担当者の氏名が記載されている。そこで、本件電子メール等を特定したものである。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報 を特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報、開示しないこととした部分及び上記部分を開示しない理由若しくは開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 審査請求年月日	(け) 審査請求人の主張
									(こ) 実施機関の主張
24	令和元年度諮問受理第12号	令和元年7月10日付け大総務第e-83号	令和元年5月8日	H31. 4. 8付市民の声に対してH31. 4. 24付総務局〇〇課長回答(申出内容3)に「…文書特定に至る前の段階で…不適法…を理由に…却下決定…」とある。公開請求却下決定した各案件について、不適法とした理由が確認できる文書と決裁のすべて。ただし総務局および決定を行った所属のそれぞれについて。	総務局行政部行政課（情報公開グループ）	令和元年5月22日付け大総務第e-39号 不存在による非開示決定	北区役所及び福祉局が却下決定を行い、総務局は決定を行っていないことから、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得していないため。	令和元年6月12日	本決定を取り消し、開示決定を求める。 R元. 5. 22付大北福第144号開示文書の「平成30年4月5日付け起案」においても明らかに総務局が保有する文書を総務局に公開請求しているが、総務局は決定することなく、請求書を北区に送付し、決定させている。総務局は、却下決定を目的に北区に決定させていること明白であり、事実上、総務局の意志決定によるものであるため。 審査請求人からの公文書公開請求が障がい認定審査についての不服に端を発するものであるとして行われる当該請求の却下決定は、障がい認定審査事務を所管し、当該事務に係る審査請求人との間の事実関係を把握している北区役所及び福祉局限りで行われており、情報公開グループは当該両所属の判断には一切関与していない。
25	令和元年度諮問受理第18号	令和元年7月30日付け大総務第e-95号	平成31年3月26日	H31. 3. 18付大北福第1456号公開請求却下決定について、総務局に提出し、総務局決定を求めているにもかかわらず総務局が北区に決定させている理由が確認できる文書。ただし、総務局保有分で単に「権利の濫用である」としたものでなく具体的・論理的内容が確認できる文書。	総務局行政部行政課（情報公開グループ）	平成31年4月9日付け大総務第e-4号 不存在による非開示決定	本件開示請求の前提となっている平成31年3月18日付大北福第1456号による公開請求却下決定は、北区役所がその主体的な判断により担当所属として行ったものであって、総務局が北区役所に決定させた事実がなく、したがって「総務局が北区に決定させている理由が確認できる文書」は作成していないことから、本件請求に係る保有個人情報を保有していないため。	令和元年7月2日	総務局による開示決定を求める。 不当に北区に公開請求却下決定させており、総務局は、特段の理由を作成・保有する必要があるが、正当な理由なく総務局が開示決定を行わず不存在による非開示決定を行ったことは違法である。 情報公開グループは、公文書公開請求についての一元的な受付窓口として審査請求人からの公文書公開請求を受け付けているが、審査請求人からの公文書公開請求が障がい認定審査についての不服に端を発するものであり権利の濫用に当たることを理由として行われる当該請求の却下決定は、北区役所又は福祉局限りで行われているものであり、本件請求の前提となっている公文書公開請求の却下決定についても、北区役所限りで行われたものである。したがって、そもそも総務局が北区役所に当該却下決定を行わせたという事実はない。
26	令和元年度諮問受理第61号	令和2年1月14日付け大総務第e-203号	令和元年11月11日	R元. 10. 30日付総務局長回答の4に「…総務局が保有する公文書に対して北区役所が却下決定を行うものではありません」とある。この場合①だけが決定を行ったのが確認できる文書。	総務局行政部行政課（情報公開グループ）	令和元年11月25日付け大総務第e-168号 開示決定	平成30年度 平成30年4月16日付け大北福第33号による公開請求却下決定通知書（写し） 平成30年5月1日付け大北福第83号による公開請求却下決定通知書（写し） 平成30年5月1日付け大北福第84号による公開請求却下決定通知書（写し） 平成30年6月11日付け大北福第211号による公開請求却下決定通知書（写し） 平成30年6月12日付け大北福第224号による公開請求却下決定通知書（写し） 平成30年6月18日付け大北福第254号による公開請求却下決定通知書（写し） 平成30年6月18日付け大北福第255号による公開請求却下決定通知書（写し） 平成30年6月26日付け大北福第307号による公開請求却下決定通知書（写し） 平成30年6月26日付け大北福第309号による公開請求却下決定通知書（写し） 平成30年7月23日付け大北福第372号による公開請求却下決定通知書（写し） 平成30年8月20日付け大北福第477号による公開請求却下決定通知書（写し） 平成30年8月20日付け大北福第478号による公開請求却下決定通知書（写し） 平成30年10月29日付け大北福第785号による公開請求却下決定通知書（写し） 平成31年1月16日付け大北福第1144号による公開請求却下決定通知書（写し） 平成31年3月18日付け大北福第1456号による公開請求却下決定通知書（写し） 平成31（令和元）年度 平成31年4月15日付け大北福第35号による公開請求却下決定通知書（写し） 令和元年5月7日付け大北福第82号による公開請求却下決定通知書（写し） 令和元年7月16日付け大北福第335号による公開請求却下決定通知書（写し） 令和元年8月27日付け大北福第511号による公開請求却下決定通知書（写し）	令和元年12月12日	請求した文書の開示を求める。 「…北区役所が却下決定を行うものではありません。」と説明しながら、北区役所による公開請求却下決定通知書が開示され、矛盾している。 公文書公開請求に対する決定がどの所属において行われたのかが分かる文書については、元来、当該決定を行った所属において保有する当該決定に係る決裁文書であると考えられ、審査請求人からの公文書公開請求について権利の濫用を理由としてこれを却下する決定は、北区役所又は福祉局で行われていることから、これらの決定に係る決裁文書は福祉局又は北区役所が保有しており総務局では保有していないが、情報公開グループでは、公開条例に基づく公開決定等及び保護条例に基づく開示決定等の運用状況の報告として、各所属が行った決定の件数等について、請求があった月の翌々月の20日までに当該各所属から報告を受けるとともに、決定に係る通知書の写しの提出を受けることとしており、これを保有している。そこで、情報公開グループにおいて保有する北区役所及び福祉局から提出を受けた、審査請求人からの公文書公開請求について権利の濫用を理由としてこれを却下する決定に係る通知書の写しのうち、総務局において保有する公文書の公開請求に係るものである、19件の公開請求却下決定通知書の写しを対象情報として特定したものである。なお、これらの19件の決定は、いずれも北区役所において行われたものである。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報、開示しないこととした部分及び上記部分を開示しない理由若しくは開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 審査請求年月日	(け) 審査請求人の主張
									(こ) 実施機関の主張
27	令和元年度諮問受理第138号	令和2年3月31日付大総務第e-283号	令和元年12月17日	R元. 11. 25付大総務第e-168号で開示された公開請求却下決定通知書に係り、各案件の個別・具体的な却下理由が確認できる文書。ただし総務局について。	総務局行政部行政課（情報公開グループ）	令和2年1月6日付大総務第e-196号不存在による非開示決定	令和元年11月25日付大総務第e-168号により開示した公開請求却下決定通知書については、すべて北区役所が作成したものであり、情報公開グループは却下決定にあたって判断を行っていないことから、本件請求に合致する公文書をそもそも作成しておらず、本件請求に係る個人情報を保有していないため。	令和2年3月3日	請求文書は、職務上当然に作成される必要があるため、存在するはずであり、請求文書の開示を求める。 市民の権利であり、また民主主義の根幹である公開請求を却下決定するには、その却下理由を個別・具体的に特定し、所属長も含めて、慎重な判断・決定を行い、その個別・具体的な却下理由を通知する必要がある。また、すべての却下決定決裁文書に根拠として添付している「権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について」の1Pにも「…個別に判断して行う…」とあるため、請求文書は存在するはずである。総務局は公開事務を所管しており、各所属が却下決定を行う場合はその理由を把握し必要に応じて指導等行う必要がある。 必要性の問題ではなく事実として、記載している19件の公文書公開請求の却下決定はいずれも北区役所において判断し行われているものであり、情報公開グループは却下決定の理由について何ら関与していないものである。
28	令和元年度諮問受理第19号	令和元年7月30日付大総務第e-97号	令和元年6月19日	「R元. 5. 22付総務局長回答に係る②福祉局に問い合わせた等の文書」の開示請求に対してR元. 6. 6付大総務第e-52号の不存在理由に「回答を行うにあたり…問い合わせ等を行っていない…」とある。その後、総務局が①福祉局に問い合わせ等を行った事実が確認できる文書。および②公開された同様文書で福祉局のみが非公開としている指摘に対する総務局判断が確認できる文書	総務局行政部行政課（情報公開グループ）	令和元年7月2日付大総務第e-66号不存在による非開示決定	(請求内容①について) 福祉局が非公開とした部分を他所属は公開していることについて、令和元年5月22日以降、総務局が福祉局に対して問い合わせ等を行っていないことから、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得していないため。 (請求内容②について) 情報公開請求に対して特定した公文書に非公開情報が含まれているか否かについては各所属において対象となる個々の公文書の内容に応じて個別・具体的に判断されることになり、総務局では判断を行っていないことから、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得していないため。	令和元年7月5日	本決定を取り消し、開示請求した①②についての開示決定を求める。 「公開すべき文書を非公開にしている」との指摘があるので当該所属に対して、問い合わせや指導・助を行い、総務局としての職責を果たす必要があり、当然①②文書を保有していなければならない。なお、福祉局は具体的理由を付さずに非公開を取り消さないとしている。 総務局としては、同一の公文書公開請求であっても、複数の公文書が請求の対象として特定された場合には個々の公文書の内容によって非公開となる部分が異なることも考えられ、個別の公文書公開請求に対する公開・非公開の判断は当該請求の対象とされる公文書に係る事務を所管する各所属において個々の案件ごとにそれぞれの事情等を踏まえて判断されるべきものであり、当該事務を所管していない総務局において当該事務を所管している他の所属における公開・非公開の決定の是非を判断することができないというのがおける公開・非公開の決定の是非を判断することができないと考えており、所属に対する指導を行う必要性は認められず、このことは回答を行った令和元年5月22日以降においても同様である。また、個別の公文書公開請求に対する公開・非公開の判断は当該請求の対象とされる公文書に係る事務を所管する各所属において個々の案件ごとにそれぞれの事情等を踏まえて判断されるべきものであり、当該事務を所管していない総務局において当該事務を所管している他の所属における公開・非公開の決定の是非を判断することができないというのが総務局の見解であることから、個別の案件である審査請求人が指摘する福祉局における決定について、総務局としてその是非の判断は行っていない。したがって、総務局では福祉局に問い合わせ等を行った事実はなく、また、審査請求人が指摘する福祉局における決定について総務局としてその是非の判断は行っておらず、必要性の問題ではなく事実として、総務局では審査請求人がいうような福祉局への問い合わせや福祉局における公開・非公開の決定の是非の判断は行っていないものである。
29	令和元年度諮問受理第35号	令和元年11月27日付大北福第1023号	令和元年9月30日	R元. 9. 24付大北福第599号及び600号訂正不承認通知書に係る①審議内容が確認できる文書 ②決裁文書	北区役所福祉課	令和元年10月15日付大北福第812号開示決定	・令和元年9月18日付け起案「個人情報訂正請求に対する訂正不承認決定及び同通知書の送付について（訂正請求整理番号【31－2】）」に係る決裁文書 ・令和元年9月18日付け起案「個人情報訂正請求に対する訂正不承認決定及び同通知書の送付について（訂正請求整理番号【31－3】）」に係る決裁文書	令和元年11月1日	開示請求した文書の開示を求める。 請求した文書の開示がない ①の審議内容が確認できる文書がないため。 決裁の過程において、訂正不承認に係る審議を行い、意思決定を行っているものであり、他の文書は作成していない。
30	令和元年度諮問受理第42号	令和元年11月29日付大福祉第2911号	令和元年9月30日	R元. 9. 24付大福祉第1995号訂正不承認通知書に係る①審議内容が確認できる文書 ②決裁文書	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	令和元年10月15日付大福祉第2305号開示決定	令和元年9月24日決裁「保有個人情報訂正請求に係る不承認決定について」決裁文書	令和元年11月1日	開示請求した文書の開示を求める。 開示請求した文書の開示がないため ①の審議内容が確認できる文書がないため 決裁の過程において、訂正不承認に係る審議を行い、意思決定を行っているものであり、他の文書は作成していない。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報 を特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報、開示しないこととした部分及び上記部分を開示しない理由若しくは開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 審査請求年月日	(け) 審査請求人の主張
									(こ) 実施機関の主張
31	令和元年度諮問受理第52号	令和元年12月19日付け大北政第90号	令和元年10月29日	R元. 10. 15付大北政第53号開示決定通知書の開示の日時に「別途調整させていただきます。」とある。この調整の内容が確認できる文書。	北区役所政策推進課	令和元年11月12日付け大北政第72号 不存在による非開示決定	開示請求書に記載の「調整の内容が確認できる文書」は作成又は取得していないことから、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	令和元年11月19日	本決定を取り消し、改めて開示決定を求める。 請求文書を不存在とするのは、規則等に違反しており、実態として、開示文書の説明を拒否しており、悪質である。
									審査請求人による情報公開請求、保有個人情報開示請求は複数行われており、開示等の実施場所である本庁舎1階の市民相談室に来庁した際にそれぞれ開示の実施等を受けている状況であり、具体的な日時を調整しているものではないため、調整内容が確認できる文書はそもそも作成しておらず、取得もしていない。

(注) 1 (え) 欄及び(け) 欄については、原則として審査請求人の記載のとおりとしている。
2 (お) 欄については、(か) 欄に記載の決定時点における担当名としている。
3 (き) 欄については、開示決定を行ったものについて「開示請求に係る保有個人情報」を、部分開示決定を行ったものについて「開示請求に係る保有個人情報、開示しないこととした部分及び上記部分を開示しない理由」を、不存在による非開示決定を行ったものについて「開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由」をそれぞれ記載している。

別表2

	文書名	作成者(所属)
本件文書1	「特定請求者からの公開請求の却下について」	総務局
本件文書2	「市民対応記録一覧」 「平成30年1月11日15:00の発言要旨」	総務局
本件文書3	「これまでの経過」 「情報公開請求について(Mさん)」 「M氏との面談について」 「経過」 「情報提供資料についての記録について」	福祉局
本件文書4	「当初の経過」 「面談時間概算表」 「対応状況一覧表」	北区役所
本件文書5	「公開請求に対する決定の方針について」 「相談記録」	北区役所
本件文書6	令和元年11月15日付け大北福第972号「公開請求 却下決定通知書」	北区役所